新	旧
外貨定期預金規定	外貨定期預金規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいま (追加) す。)と外貨定期預金にかかる取引を行う場合は、この規 定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほ か、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するも のとします。

# 第1条(預入れ)

- 1.~2. 略
- 3. この預金への預入れは、当社に開設されたお客さま名 義の円普通預金、米ドル普通預金または同一通貨の 外貨普通預金からの振替により取扱います。この預金 には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックまたは 被仕向電信送金による預入れはできません。

4.~5. 略

#### 第2条(払戻し、自動継続)

1. 満期取扱方法の選択

満期取扱方法として、預入時に、当社所定の条件にも とづき、元利継続、元金継続または満期解約のいず れかを選択いただきます。(満期日を指定する預入れ の場合および当社が別途定める場合、満期取扱方法 は満期解約となります。)

満期取扱方法は、当社が認めた場合にかぎり変更す ることができます。変更する場合は、満期日(継続をし たときは継続後の預金の満期日。以下同じ。)の前日 までに当社所定の方法により手続きをしてください。

2.~3. 略

#### 第3条(利息)

- 1. 略
- 2. 約定利率は、各通貨ごとに別途定める預入期間およ び預入金額の区分に応じて異なることがあります。各 区分における利率は、当社 WEB サイト上に表示しま す。約定利率は、預入日において、当社 WEB サイト 上の該当区分に表示された利率とします。

# 第1条(預入れ)

1.~2. 略

3. この預金への預入れは、お客さま名義の同一通貨の 外貨普通預金からの振替により取扱います。この預金 には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックまたは 被仕向電信送金による預入れはできません。

4.~5. 略

## 第2条(払戻し、自動継続)

1. 満期取扱方法の選択

満期取扱方法として、預入時に、元利継続、元金継続 または満期解約のいずれかを選択いただきます。(満 期日を指定する預入れの場合および当社が別途定め る場合、満期取扱方法は満期解約となります。)

満期取扱方法は、当社が認めた場合にかぎり変更す ることができます。変更する場合は、満期日(継続をし たときは継続後の預金の満期日。以下同じ。)の前日 までに当社所定の方法により手続きをしてください。

2.~3. 略

#### 第3条(利息)

- 1. 略
- 2. この預金の利息に適用する利率は、各通貨ごとに別 途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異 なることがあります。各区分における利率は、当社 WEBサイト上に表示します。約定利率は、預入日にお いて、当社 WEB サイト上の該当区分に表示された利

3.~5. 略

第4条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があって、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。この預金を解約した場合、元利金は入金口座に入金します。

## 第5条(外国為替相場)

- 1. 外貨の買付を伴うこの預金への預入れ(以下「外国為 替取引」といいます。)に適用する外国為替相場は当 社所定の相場(以下「提示レート」といいます。)とし、 当社は、当社所定の時間帯(以下「リアルタイム注文 受付時間帯」といいます。)にこれを更新します。リア ルタイム注文受付時間帯以外においては、外国為替 取引の注文を行うことはできますが、当該取引を約定 させることはできません。
- 2. 提示レートは、当社 WEB サイト上に表示します。
- 3. 提示レートには当社所定の為替コストを含みます。
- 4. お客さまは外国為替取引の約定後は取引内容の変更または取消はできません。
- 5. 前項にかかわらず、当社は、当社がやむを得ないもの と認める場合に限り、取引内容の変更または取引の取 消に応じることができます。
- 6. 当社は、システムの保守等によりやむを得ないと当社 が認めるときは、お客さまの発注済みの未約定の注文 を取消すことができるものとします。この場合、当社 は、お客さまに可能な限り事前に通知をするものとしま す。
- 7. 当社は、外国為替取引その他当社が提供するサービスにおいて提示レートその他の事項の表示に誤りが生じた場合(当社の提示レートが外国為替市場の実勢レートと大幅に乖離している等明白な誤りと合理的に判断できる場合を含みます。)、当該誤りを訂正することができるものとし、また、誤って表示された提示レートその他の事項に基づく注文もしくは取引(以下「注文等」といいます。)の執行または約定がなされた場合に、当該注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。

率とします。

3.~5. 略

#### 第4条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があって、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。

(追加)

8. 当社は、前項の約定内容の修正をする場合には、当該注文等の時において正常に表示されていたとした場合の提示レートその他の事項に修正するように努めるものとします。なお、外国為替取引その他当社が提供するサービスにおいて、誤って表示された提示レートその他の事項に基づく注文等の執行または約定がなされた後、引き続いてかかる注文等の執行または約定を前提とした他の注文等の執行または約定がなされた場合においても、当社は当該他の注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。

## 第6条(外国為替取引)

当社は、この預金における外国為替取引については、当 社所定の方法に従い、第7条で定めるリアルタイム注文、 第8条で定めるウィークエンド注文または第9条で定める 指値注文のいずれかの注文方法により取扱います。

## 第7条(リアルタイム注文)

- 1. <u>当社は、リアルタイム注文受付時間帯に、外国為替取</u>引の注文(以下「リアルタイム注文」といいます。)を受付けます。
- 2. <u>次の各号に該当する場合は、リアルタイム注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。</u>
  - (1) お客さまの指定する注文内容をもとに当社所定の 方法により計算した出金相当額(以下「出金相当額」と いいます。)が、お客さまの指定する出金口座(以下 「出金口座」といいます。)の出金可能額をこえる場合 (2) その他当社が別途定める場合
- 3. <u>リアルタイム注文に適用する外国為替相場は、注文受付時点で当社が提示する提示レートとし、注文受付完</u> 了後すみやかに約定処理を行います。

## 第8条(ウィークエンド注文)

- 1. <u>当社は、リアルタイム注文受付時間帯以外の時間帯においても、外国為替取引の注文(以下「ウィークエン</u>ド注文」といいます。)を受付けます。
- 2. <u>次の各号に該当する場合は、ウィークエンド注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示</u>します。
  - (1) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる

(追加)

(追加)

(追加)

#### 場合

- (2)その他当社が別途定める場合
- 3. <u>当社は、ウィークエンド注文を受付けた場合、出金相当額について、第4項の定めに従い、約定処理が行われるときまで、出金口座からの出金を制限します。</u>
- 4. ウィークエンド注文に適用する外国為替相場は、ウィークエンド注文の受付後、提示レートの更新を再開する日に当社が最初に提示する提示レートとし、提示後、当社はすみやかに当該注文の約定処理を行います。
- 5. 前項にかかわらず、お客さまの指定する注文金額および前項で定める提示レートにもとづき計算した金額が、第2項で定める出金相当額をこえる場合、当該注文はなかったものとします。これによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。
- 6. ウィークエンド注文は、当該注文に係る外国為替取引 が約定するまでは、当社所定の方法により手続きする ことにより取消ができます。

## 第9条(指值注文)

- 1. <u>当社は、いつでも、当社所定の条件で、お客さまの指定するレート(以下「指値」といいます)による注文(以下「指値注文」といいます。</u>)を受付けます。
- 2. 次の各号に該当する場合は、指値注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。 (1)お客さまの指定する指値が、当社所定の指定範囲をこえる場合
  - (2) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる場合
  - (3)その他当社が別途定める場合
- 3. 指値注文の有効期間は、当社が別途定める範囲内で、お客さまが指定するものとします。有効期間内に指値注文で指定した約定条件(以下「約定条件」といいます。)を充足しなかった場合は、当該注文はなかったものとします。
- 4. 当社は、指値注文を受付けた場合、出金相当額について、当該注文の有効期間満了時までもしくは第5項で定める約定条件を充足するまで、出金口座からの出金を制限します。
- 5. <u>お客様の指定した取引条件に達した場合、約定条件</u> を充足したものとします。
- 6. 前項にかかわらず、お客さまの指定する注文金額およ

(追加)

び約定条件充足時の提示レートにもとづき計算した金額が、第2項で定める出金相当額を超える場合、この注文はなかったものとします。これによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

- 7. 第5項により約定条件を充足した場合(第6項に該当 する場合を除きます。)、当社はすみやかに当該注文 の約定処理を行います。適用する外国為替相場は、 約定条件充足時の提示レートとします。
- 8. 指値注文は、当該注文に係る外国為替取引が約定す るまでは、当社所定の方法により手続きすることにより 取消ができます。

# 第10条(睡眠預金)

この預金、外貨普通預金、円普通預金、円定期預金及び SBI ハイブリッド TM 預金等お客さまが当社に対して有す る預金口座のいずれにおいても最終異動日等から 10 年 以上経過している場合は、この預金口座を、当社における 任意のレートにて円貨換金のうえ代表口座円普通預金に 振替える場合があります。なお、「最終異動日等」とは、当 該預金に係る規定に定めがある場合は当該規定における 「最終異動日等」を、定めがない場合は円定期預金規定 6 条 2 項に定める最終異動日等をいいます。

第<u>11</u>条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺) 1.~5. 略

(削除)

#### 第12条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

(追加)

第<u>5</u>条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺) 1.~5. 略

#### 第6条(準拠法)

この規定の解釈は日本法によって行われるものとします。 この預金の取引は、この規定のほか、外国為替及び外国 貿易法ならびに同法にもとづく命令、規則等にしたがいま す。

#### 第7条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEBサイト上に掲示します。

# 第 13条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力 発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容およ び効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほ か、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上 で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。 (2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

# 第8条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その 場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上 に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容 により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの預金 の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相 当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客 さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。